

(印)

弁護士荒井哲朗，同山口貴士，同島幸明，同白井晶子，同太田賢志，同佐藤顕子，同五反章裕 殿

委 任 約 諾 書

私は「121ファンド被害対策弁護団への参加手続に関する説明書」及び下記事前承諾事項を承諾の上、貴職らに下記事項を委任致します。

1 委任事項

以下の事項のうち、各事案に必要な範囲で、貴職らが選択したもの。

- (1) いわゆる121FX自動売買システムの運営及び投資者の勧誘に関与している個人、会社及びその役員その他の関係者らに対する損害賠償請求等交渉、保全、破産申立て、訴訟その他の裁判上、裁判外一切のこれに付随する事項。
- (2) 上記(1)が上級審及び執行手続に移行した場合の訴訟、執行手続及びこれに付随する一切の事項。
- (3) その他、貴職らが被害救済のために必要と判断する手続を行うこと。
- (4) その他、上記各手続による支払金の受領等上記に付随する一切の事項。

2 事前承諾事項

- (1) 貴職らが、私以外の被害者から現に委任を受けており、また、今後も広く委任を受けるものであることを十分に承知の上で依頼するものであり、自己以外の依頼者に対する関係で優越する地位にあることを主張、あるいは、要求しないこと。
- (2) 私の訴訟等手続が、他の被害者らと同一ないし歩調を合わせた手続で行われること。
- (3) 貴職らが、私の利益だけでなく、広く委任を受けた被害者全体の利益のために最も相当であると判断した方針に従って行動すること。
- (4) 着手金は返還されないこと。
- (5) 回収した金員について、代理店系列等を考慮し、弁護団が正当と考える割合で公平に分配されること。
- (6) 事件依頼に際しては次の基準による着手金を、事件終了時には次の基準による報酬金及び実費をそれぞれ支払うこと(いずれも消費税込み)。ただし、報酬金及び実費は、回収金額がある場合に発生する。なお、報酬金の発生及び計算については、いかなる手続によって被害回復がなされたかを問わない。
着手金：被害額×5.25%+3万円
報酬金：回収金額から実費を差し引いた額の15.75%
実 費：現実に費消した金額
(印紙代、コピー代、交通費、通信費、通訳費用、鑑定費用、調査費用その他弁護士費用の他に本件事件の処理のために必要な費用)
- (7) 上記着手金の支払いをしない場合は、貴職らが私の事件処理に着手せず、さらに催告されても私が支払いをしないときは、貴職らが辞任すること。また、それ以外の私の責めに帰すべき理由によって私との信頼関係が破壊されるなどの事由により事件処理を継続することが困難と判断した場合には、貴職らが辞任することができること。
- (8) 貴職らへ依頼後、正当な理由なく途中で貴職らを解任した場合、貴職らの同意なく依頼事件を終結させた場合、故意過失で依頼事件の処理を不能にした各場合は、これらの行為がなかったならば発生したと推定される報酬金全額を貴職らに支払うこと。
- (9) 別紙の申込書及び本約諾書記載の住所及びメールアドレスを貴職らからの連絡先とすること。また、貴職らが、本約諾書記載の住所等に通知しても到達しない場合等、弁護団との信頼関係の維持を困難にする事情が生じた場合には、弁護団の判断により本約諾書に基づく委任関係は解消される場合があり、貴職らは、既に私が納付した着手金(実費含む)の返還を含む一切の義務を免れること。
- (10) 調査の結果、私について、被害救済を図るといふ貴職らの活動趣旨に反する事実が判明した場合には、貴職らは辞任することができ、かつ、貴職らが私に対して他の被害者のために損害賠償請求などの法的措置を講じる場合があること。

上記内容を十分に理解した上で、約諾する。

平成 年 月 日

住 所 〒

氏 名

(印)